

転入されたみなさまへ・・・

乳幼児・小学生・中学生・ひとり親家庭・障害をお持ちの人に
医療費を助成する制度のお知らせをします。

東近江市では、下記の条件に該当する人に対して医療費の一部を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした医療費助成事業を実施しています。該当すると思われる人は、保険年金課または各支所までお問い合わせください。

対象者	対象となる条件
乳幼児	0歳から小学校就学前までのお子さん ※所得制限はありません
小学生・中学生	小学校1年生から中学校3年生までのお子さん ※所得制限はありません
心身(精神)障害者	以下のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～4級 ・療育手帳A1～B2 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級でかつ自立支援医療受給者証(精神通院)の適用を受けている
母子・父子家庭	18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の親とその児童
ひとり暮らし寡婦	以前母子家庭であった母で、現在1年以上ひとり暮らしの状態にある74歳未満の人
低所得老人	65歳～74歳でかつ市民税非課税世帯の人

注1) 事前に申請をしてください。対象の方には医療機関でお使いいただく受給券を交付します。

注2) 上記の他に本人とご家族の所得の条件があります。

注3) 区分により助成の内容は異なります。

東近江市役所 保険年金課 年金福祉係

(TEL) 0748-24-5631

(IP) 050-5801-5631